



# 個人情報保護法への対応

二〇〇三年五月、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が公布され、二〇〇五年四月一日、完全施行されました。個人情報保護法は、個人情報を取り扱う事業者に対して、個人情報の安全管理のために必要な情報システムの構築と、その全体に及ぶセキュリティの確保を求めています。

## 個人情報保護法とは

1 成立の背景  
一九八〇年九月、OECDが加盟国に「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」に関する理事会勧告を発したことが、わが国の「旧個人情報保護ガイドライン」作成の端緒となっています。

その後、OECD八原則（一、収集制限の原則、二、データ内容の原則、三、目的明確化の原則、四、利

用制限の原則、五、安全保護の原則、六、公開の原則、七、個人参加の原則、八、責任の原則）を受け、一九九五年の「EU指令」が採択され、個人情報保護ガイドラインが策定されました。

わが国でも、これに対応するため、民間部門を対象とした罰則規定のある個人情報保護法が制定されました。

## 2 目的・構成

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています（法第一条）。

個人情報保護法は全六章、五九条から構成されており、特に、第四章以下が個人情報を取り扱う民間事業者の義務を定めた部分であり、個人情報保護に関する一般原則です。

## 個人情報保護法に違反した場合

1 まず、民間企業は自主的にガイ

をかける必要があるのでしょうか。また、「私は法律を守っています」という証としてマークを付ける必要があるのでしょうか。本法は、そんなことを要求しているわけではありません。

## 2 対策上の留意点（ポイント）

(1) 文理解釈を素直に行うこと

まず、個人情報保護法の条文（表参照）を、「一、個人情報（一五～一八、三一条）」「二、個人データ（一九～二三一条）」「三、保有個人データ（二四～三〇条）」の三つの視点で読んでみましょう。特に企業にとって重要な部分（第四章）に規定されています。

本法は「個人情報」を「状態」によって、三つに区分しています。ここで「一、個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものおよび他の情報と容易に照合して特定の個人を識別できるものをいいます。CookieやWebページ、グリーティング等の情報技術により個人情報を取得する場合、本人の承諾を必要とする点とはもちろんです。この点、マークやシールを取得している大手企業のプライバシーポリシーの九〇％強が、まったく記述がありません。「二、個人データ」とは、個人情報から検索可能なように体系的に整理されているものをいいます。表計算ソ

フトやデータベースはもちろん、紙の名簿でも五十音順等に整理されているばこれに該当します。

「三、保有個人データ」とは、個人データのうちに、その企業が開示、訂正、追加、削除等の処理を権限に基づいて行えるものをいいます。単なる「パンチ」のみを委託されて処理を行う業者の名簿は、当該業者に変更権限がありませんので、保有個人情報ではありません。

その規制原理は、「二、取得利用規制（同意または目的範囲によるコントロール、利用主体の限定）」、「一、セキュリティの確保」、「三、情報主体の権利行使への対応」の三つです。本章に定められた法的要請を最低限満たす「情報システムとセキュリティ・ポリシー」を構築策定すればよいのです。

プライバシー・リスク・マネジメントや情報セキュリティシステムには、最高かつ唯一の方法があるものではなく、各企業が重点を置くるリスク項目を選択し、合理的判断と資源配分計画の中で実施していけばよいのです。

(2) 「必要かつ適切な措置（第二〇条）」を講じること

業界ごとに監督官庁からガイドラインが出されています。各官庁のホームページにアクセスすれば誰でも無料で入手できます。例えば経済産

ドラインを定め、情報システム、セキュリティの確保に努める必要があります。

特に、個人情報保護法の成立により、これに違反した場合、六ヶ月以下の懲役または三〇万円以下の罰金が科せられることがあります。また、それ以上にリーガル・リスクが増大し、一層、CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) 経営に取り組みが必要が出てきます。

## 2 次に、情報主体である本人に

対しては、民法の損害賠償や差止請求を根拠づける規定の解釈に当たって、その規範内容を充満することになります。

したがって、個人情報取扱事業者が適正な安全管理措置を講じたにもかかわらず、情報漏洩、情報改竄といった問題が発生した場合、民法の債務不履行、不法行為による損害賠償請求、著作権法違反となる可能性が高くなります。

業省では、二〇〇四年六月十五日に「個人情報保護に関する法律」についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を最初に示しています。特に第二〇条の安全管理措置に対しては、「二、組織的措置」「三、人的措置」「三、物理的措置」「四、技術的措置」の四つに分けて、十一ページにわたって詳細に記述しています。これを元に、チェックシートを作成しながら進めていきます。

(3) リーガル・リスクマネジメントと自社のブランド創造  
昨今の個人情報保護漏洩の第一の

## 対策を講じる際の注意点

1 マークやシールを付ける法的義務はない

現在、個人情報保護マークやシールを付与している団体があり、これらの機関が要求する書類を作成申請し、体制を整備していく方法があります。費用は、一〇〇名規模の会社でおよそ八〇〇万円です。内訳は、コンサルタント費用が三〇〇～四〇〇万円、申請料が五万円、審査費用が二〇（小規模）～九五万円（大規模）、マーク使用料が五（小規模）～二〇万円（大規模）です。これに物理的変更費用が別途三〇〇～四〇〇万円かかります。

もっとも、保護対象となる情報は「個人情報」のみであり、組織が保有するすべての情報資産を対象とする施策を講じるためには、別の審査を申し込み、別途、費用を支払う必要があります。また、これらのコンサルティングでは、具体的なシステムの設定変更やファイヤーウォールのセキュリティ・ポリシーの構築をしていくわけではありません。

現在、このようなマーク、シールが大流行しています。中には、従業員二名の会社へ本マーク取得を義務づけた大手企業もあります。法律を守るために、なぜ、こんなにも費用

原因は、「人的要因」です。従業員および関連会社への教育訓練をPDCA (Plan-Do-Check-Act) のサイクルに従って行うことが肝心です。その際、本法を取り巻く周辺の法令への理解が必要です。

不正競争防止法、電子消費者契約法、著作権法等、コンプライアンスの精神に従い反復継続的な啓蒙活動こそが、企業の個人情報保護対策を実行力のあるものにし、それが自社のブランドとなり、増収増益を図る最善の方策と思われる。

〈表〉個人情報取扱事業者の義務

□利用目的に関する事項	第15条	利用目的の特定
	第16条	利用目的による制限
□取得に関する事項	第17条	適正な取得
	第18条	取得に際しての利用目的の通知等
□安全管理に関する事項	第19条	データ内容の正確性の確保
	第20条	安全管理措置
□取扱者の監督に関する事項	第21条	従業員の監督
	第22条	委託先の監督
□提供に関する事項	第23条	第三者提供の制限
	第24条	保有個人データに関する事項の公表等
□情報主体(本人)に関する事項	第25条	開示
	第26条	訂正
	第27条	利用停止
	第28条	理由の説明
	第29条	開示等の求めに応じる手続
	第30条	手数料
	第31条	個人情報取扱事業者による苦情の処理